



29 消安第 4917 号
平成 29 年 12 月 19 日

生産者団体の長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

飼料添加物「硫酸コリスチン」の指定取消しについて（依頼）

平素より、飼料安全行政に御協力いただき感謝申し上げます。

薬剤耐性菌による感染症の世界的な増加が懸念される中、我が国では、昨年 4 月に策定した「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、人と動物などの関連分野が協働して対策を推進しているところです。畜産分野において、抗菌剤は、動物用医薬品のほか、飼料の栄養成分の有効利用の促進を目的とした飼料添加物として利用されていますが、家畜への抗菌剤の多用により選択された薬剤耐性菌は、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

農林水産省は、薬剤耐性菌に係るリスク管理を科学的知見に基づいて適切に行うため、本年 3 月に「抗菌性飼料添加物のリスク管理措置策定指針」（以下「指針」という。）を策定しました。本指針ではヒトの健康に悪影響を及ぼすおそれがあるとされた抗菌剤は、原則として飼料添加物としての使用を禁止することとしています。

農林水産省は、本年 1 月、食品安全委員会による食品健康影響評価において、「硫酸コリスチンは人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある。」と評価されたことを踏まえ、硫酸コリスチンの飼料添加物としての指定取消しに係る手続きを進めています。具体的には、本年 12 月中に改正省令及び告示（※）の公布を行い、来年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）に施行する予定です。

（※飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和 51 年農林省令第 36 号）
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件
（昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 750 号）

来年7月1日以降は、硫酸コリスチンを飼料添加物として含有する飼料（以下「コリスチン添加飼料」という。）を販売・授与のために製造・保存する、又は使用することは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に違反することとなりますので御留意いただくとともに、貴団体傘下の生産者等の皆様への周知を徹底していただくようお願いいたします。生産者等の皆様へは別添のリーフレット等を御利用いただき、施行日以降はコリスチン添加飼料を家畜に給与できないこと、施行日までに在庫を解消するよう計画的な購入が必要であること等について周知していただきますようお願いいたします。

なお、販売業者等の流通段階や農家段階における在庫の解消のため、飼料メーカーにおけるコリスチン添加飼料の製造は、来年3月31日までに中止（対応が可能な飼料メーカーにあってはさらに前倒しして中止）することを要請していますので、念のため申し添えます。

薬剤耐性は我が国だけではなく、世界的に対策に取り組まないといけない喫緊の問題です。国産畜産物に対する消費者の皆様への信頼に応え、また、家畜に対する抗菌剤の有効性を確保するため、皆様の御理解、御協力をお願いします。